

1. 計画策定の趣旨

国は平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の最重要課題と位置付けるとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを求めています。また、平成27年（2015年）に国連において採択された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）¹」に基づき国で定められた「SDGs実施指針」の令和元年（2019年）の改定では、優先課題の1番目に「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー²平等の実現」が記載されるなど、近年、その位置付けがより強化されています。加えて、少子高齢化が進む中、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点からも男女共同参画社会の実現が必要です。一方で、世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数³（令和6年（2024年））では、日本は146か国中118位となっており、特に政治と経済の分野で男女格差が大きく、更なるジェンダー平等の取り組みの強化が求められます。

精華町では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成17年（2005年）に「精華町男女共同参画計画」を策定、平成25年（2013年）に「精華町男女共同参画計画推進条例」を施行、平成27年（2015年）に「精華町第2次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の実現に向け、各施策の推進に取り組んできました。

こうした取り組みによって、男女共同参画社会の形成に着実に近づいている一方で、性別役割分担意識⁴や、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス⁵）、多様化する暴力、女性の貧困、孤独・孤立など、様々な問題が残っており、今後も一層の男女共同参画の推進に向けた取り組みが必要です。

このたび、「精華町第2次男女共同参画計画」の計画期間が令和6年度（2024年度）をもって満了となることから、国・府・社会の状況や本町の現状などを踏まえ、新たに「精華町第3次男女共同参画計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

¹持続可能な開発目標（SDGs）：「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

²ジェンダー：「男らしさ／女らしさ」など、生物学的な性差（セックス）に付加された社会的・文化的性差。

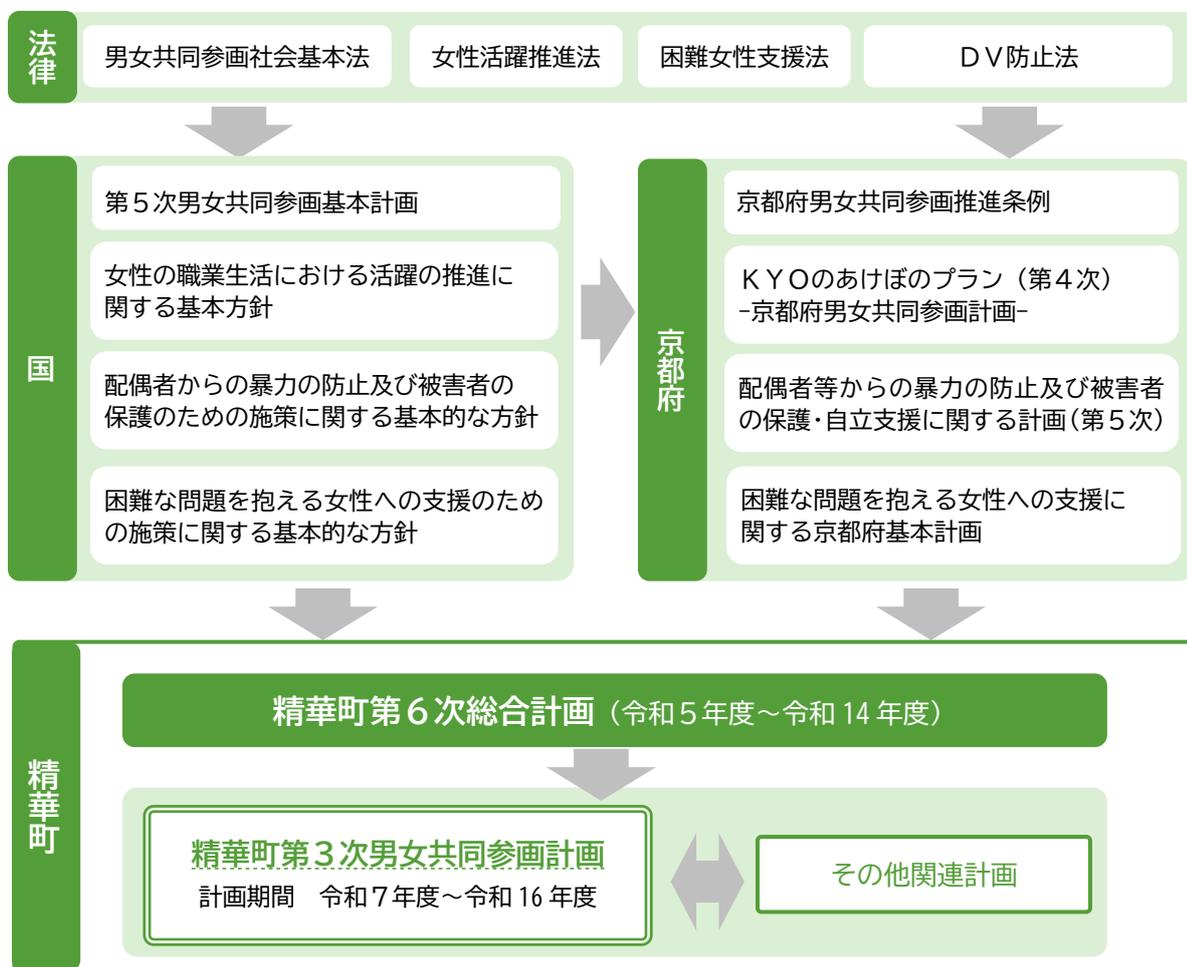
³ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラムが「The Global Gender Gap Report」の中で発表する、各国における男女格差を測る指数。「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

⁴性別役割分担意識：個人の能力に関わらず、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。固定的性別役割分担意識ともいう。

⁵アンコンシャス・バイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身は無意識に気づく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないことから「無意識の偏見」と呼ばれる。性別によるアンコンシャス・バイアスの例として、「家事・育児は女性がすべき」、「男性は仕事をして家計を支えるべき」などが挙げられる。

2. 計画の位置づけ

- (1)本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく基本計画として位置づけます。
- (2)本計画は、平成13年(2001年)に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV⁶防止法)」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画として位置づけます。
- (3)本計画は、平成27年(2015年)に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項の規定に基づく推進計画として位置づけます。
- (4)本計画は、令和4年(2022年)に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」第8条第3項の規定に基づく基本計画として位置づけます。
- (5)本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や、京都府の「KYOのあけぼのプラン(第4次)」を踏まえるとともに、本町の上位計画である「精華町第6次総合計画」など関連する計画との整合性を図りながら策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)の10年間を計画期間とします。計画の中間年や「精華町男女共同参画計画」の進捗状況、社会情勢を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うため、本計画に掲げる目標値は令和11年度(2029年度)としています。

⁶DV:「domestic violence」の略称であり、明確な定義はないものの、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。